

九度山町土地基盤整備単独事業補助要綱

(趣旨)

第1条 農林業基盤並びに生活基盤の整備、災害の防止等、農林業生産性及び生活環境の向上を図るため、町内各地区又は団体が行う土地基盤整備事業（以下「事業」という。）の経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、九度山町補助金等交付規則（平成2年九度山町規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(事業)

第2条 この要綱において事業とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 受益戸数3戸以上の農林業用道路で概ね幅員2メートル以上の新設及び改良工事
- (2) 受益戸数3戸以上の灌漑排水施設の新設及び改良工事
- (3) 町道として認定している道路で概ね幅員2メートル以上の改良工事
- (4) 受益戸数3戸以上の生活道路で概ね幅員2メートル以上の新設及び改良工事
- (5) 受益戸数3戸以上の下水溝の新設及び改良工事
- (6) 受益戸数3戸以上の生活道路で里道（法定外公共物）、若しくはこれらに類する公衆用道路の改良工事

(事業費)

第3条 この要綱において適用する事業は、原則として本町行政区域内において施行する1箇所の事業費が10万円以上100万円以下のものとする。

2 前項の事業費とは、直接必要な工事費をいう。

(補助率)

第4条 補助金の率は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1号、第2号、第4号、第5号及び第6号は、50パーセント以内
- (2) 第2条第3号は、80パーセント以内

(適用除外)

第5条 補助対象より除外する事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 現地調査の結果、経済効果の過小と認めたもの
- (2) 当然維持工事と見るべきもの

(補助金交付申請書の添付書類)

第6条 この事業を実施しようとする者は、規則第3条の規定により補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業概要書（別紙1-1）
- (2) 関係受益者内訳書（別紙1-2）（第2条第3号については不要）
- (3) 事業箇所見取図（別紙1-3）
- (4) 現況写真（別紙1-4）
- (5) 寄付願

(補助金交付決定書の交付)

第7条 町長は、事業の採択について規則第6条の規定により補助金交付決定書を申

請者に交付する。

(着工届)

第8条 規則第6条の規定により補助金交付決定書に基づき工事に着工したときは、速やかに、工事着工届(別紙2)を提出するものとする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 規則第7条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は次の各号のとおりとし、事業完了後遅滞なく、提出しなければならない。

- (1) 工事完了届(別紙3-1)
- (2) 工事完成写真(別紙3-2)

(委任事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。